

千葉市告示第928号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により、次のとおり告示します。

その申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、令和2年12月28日までの間、公衆の縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和3年1月15日までに、生活環境保全上の見地からの意見書を市長に提出することができます。

令和2年11月26日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T環境株式会社
代表取締役 露口 哲男
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
千葉市中央区川崎町10番3
- 3 一般廃棄物処理施設の設置の種類
ごみ処理施設（焼却施設）
- 4 処理する一般廃棄物の種類
容器包装プラスチック類等及びそれ以外の廃プラスチック類（選別されたものに限る）、メタン発酵施設からの一般廃棄物残渣（廃プラスチック類、汚泥等）、可燃ごみ、災害廃棄物（当該施設において処理する産業廃棄物と同等の性状を有するものに限る）、焼却灰、不燃残渣
- 5 変更内容
焼却施設における排ガスの処理方法（排出口の位置）の変更
- 6 申請年月日
令和2年11月12日
- 7 申請書等の縦覧場所
 - (1) 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課
千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階
 - (2) 千葉市中央区役所地域振興課
千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる11階

8 縦覧期間

令和2年11月27日（金）から令和2年12月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

9 意見書提出先

千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電話番号 043-245-5682

FAX 番号 043-245-5689

電子メールアドレス sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

10 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名 (2) 住所 (3) 生活環境保全上の見地からの意見 (4) 対象事業の申請者

11 意見書の記載方法

日本語で記載すること

12 意見書の提出期限

令和3年1月15日（金）まで